

## 忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会の 公開・非公開について

以下の対応とする。

選定委員会の審議事項	対応	理由等
募集条件に関すること	公開	募集要項等については、町ホームページで公開しているため。
選定に係る基準に関すること	非公開	公開することにより、適正な審査が阻害される恐れがあると認められるため、忠岡町情報公開条例第6条第4号アに該当するため。
選定に関することのうち、応募法人の面接に関する内容	公開	ただし、他の応募法人に対しては非公開とする。
選定に関することのうち、審査・評価に関する内容	非公開	公開することにより、適正な審査が阻害される恐れがあると認められるため、忠岡町情報公開条例第6条第4号アに該当するため。

### 【参考】忠岡町情報公開条例

(公開しないことができる情報)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 法人(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)、団体又は個人の事業者(以下「法人等」という。)に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの又は公開しないことを条件に法人等から提供された情報であって、公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 人の生命、身体、健康及び生活を保護するために必要とされる情報

イ 法人等の違法又は不当な事業活動から住民を守るために必要とされる情報

ウ ア又はイに準じる情報であって、公益上の必要から特に公開することが必要と認められるもの

- (2) 公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報で、当該個人の承諾を得ないで公開することにより、当該個人の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの

- (3) 公開することにより、人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる情報

- (4) 公開することにより、町政の公平又は円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次に掲げる情報

ア 町の内部機関又は機関相互における審議、検討、調査等に関する情報であって、公開することにより、当該審議、検討、調査等に著しい支障があるもの

イ 町の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は円滑な実施に著しい支障があるもの

ウ 町と国等との間における照会、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、その協力関係に著しい支障があるもの